

令和6年9月25日

市之倉公民館ご利用者 各位

多治見市長 高木 貴行
(公印省略)

公共施設の使用料・手数料等の見直しについて（周知）

本市では「多治見市健全な財政に関する条例施行規則」第6条の規定により、受益と負担の関係を考慮した適正な料金となるよう、公共施設の使用料・手数料等について4年ごとに見直しを行っています。

現在、公共施設利用料金改定の議案を9月議会に提出しており、可決されれば「令和6年10月1日（火）以降の予約申込」かつ「令和7年4月1日以降の利用」分から、改定後の新料金が適用されます。値上げする施設が多く、利用者の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解及びご協力をよろしくお願いいたします。

記

室場名	新料金		旧料金	
	使用料	冷暖房使用料	使用料	冷暖房使用料
大ホール	1,280円	240円	990円	210円
研修室	450円	110円	350円	100円
和室	310円	110円	250円	100円
料理実習室	400円	110円	350円	100円
その他の部屋	140円	110円	110円	100円

【備考】

- ・使用料は、午前9時から始まる1時間ごとの区分及び午後8時からの1時間30分の区分についての額とする。
- ・実習室において調理設備を利用する場合は、午前9時から始まる1時間ごとの区分及び午後8時からの1時間30分の区分につき、100円を加算する。

以上

お問い合わせ先	
部署	多治見市役所 環境文化部 文化スポーツ課
電話	代表：0572-22-1111 内線：1134